

令和8年度
第1回奈良県広域水道企業団水道事業等審議会 資料

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 1. 奈良県広域水道企業団について | P1～14 |
| I 県域水道一体化前の奈良県の上水道の状況 | |
| II 奈良県域水道一体化の目的・メリット | |
| III 一体化後の運営の基本方針
(奈良県広域水道企業団基本計画) | |
| 2. 効率的な事業執行に向けた取り組みについて | P15～17 |
| 3. 財政の健全性の確認について | P18～22 |
| I 財政の健全性の確認について | |
| II 収支見通しの更新結果について | |
| 4. 今後のスケジュールについて | P23～24 |

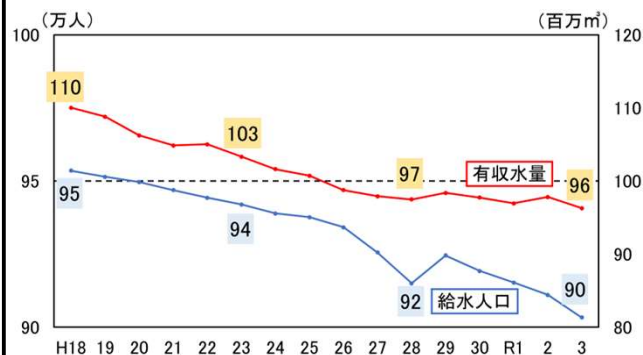
1. 広域水道企業団について

(奈良県広域水道企業団基本計画 附属資料より引用)

I 県域水道一体化前の奈良県の上水道の状況

給水人口と水需要

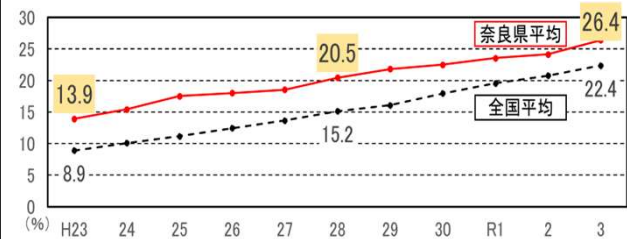
- 給水人口の減少に伴い、有収水量も減少(=給水収益の減少)



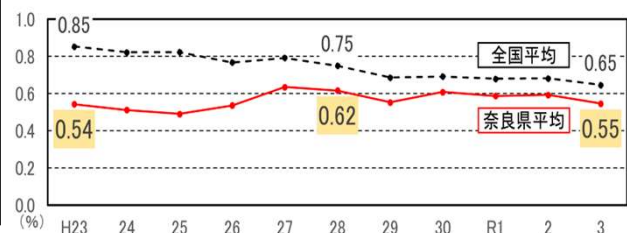
(注) グラフの数値は、企業団の構成団体となる団体に係る集計数値。

水道施設の老朽化

- 古い水道管路(耐用年数(40年)以上)の割合(奈良県全体)は、全国平均より高く、老朽化は進んでいる

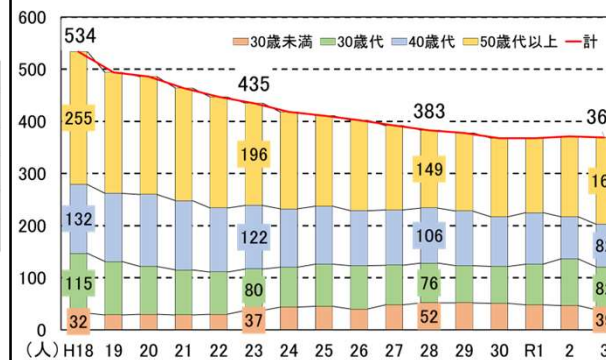


- にもかかわらず、管路の更新は180年超かかって一巡するペース(更新率0.55(R3))



水道関係人員

- 水道関係の人員は、熟練職員の退職等により年々減少



こうした困難課題に個々の市町村が単独で対処するには限界
複数の市町村が連携して広域で対処することが必要

Ⅱ 奈良県域水道一体化の目的・メリット

目的

- 県域水道一体化は、こうした課題に直面する水道事業者が、**広域で連携して**、
 - ・ **施設の老朽化対策等による強靱化と**、
 - ・ **そのために必要な収入の確保により財政基盤の強化** を図ることにより、**安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給**することを目的としている

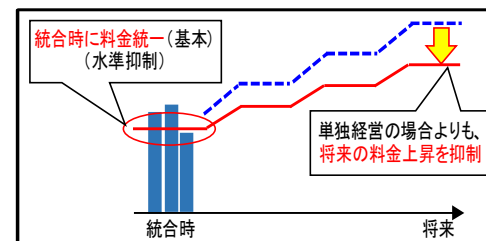
主なメリット

施設整備面

- 市町村の区域を越えて**施設・設備を最適化**
- 施設整備の投資に**国交付金に加えて県の財政支援を活用し、更新を推進**

水道料金面

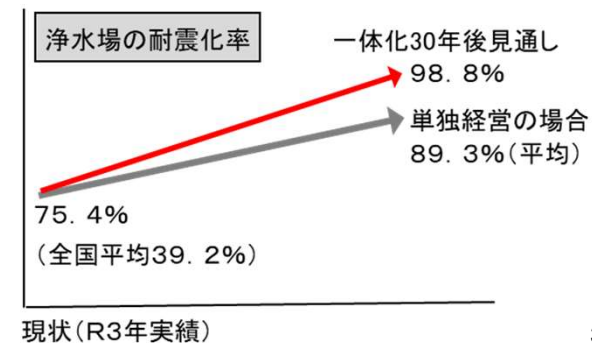
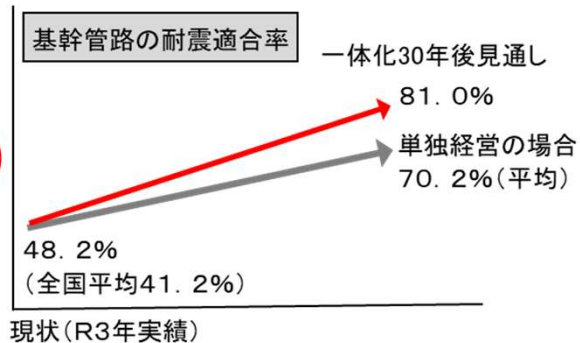
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、**将来の料金上昇を抑制**



事業運営面

- 市町村の区域を越えて**人的資源(人員・ノウハウ)を有効活用**
- 業務の標準化やIT環境の共通化などにより、**業務効率を向上**

大規模地震等発生を想定しても、
施設等の強靱化と
運営基盤の強化は必須



Ⅲ 一体化後の運営の基本方針(奈良県広域水道企業団基本計画)

(R5年2月策定 R6年7月一部改定)

1 組織・業務運営

構成団体

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

経営主体

○企業団(一部事務組合)

統合形態

○事業統合【R7年度から事業開始】

公営企業を堅持し、コンセッション方式への移行又は民営化は行わない

企業団本部の位置

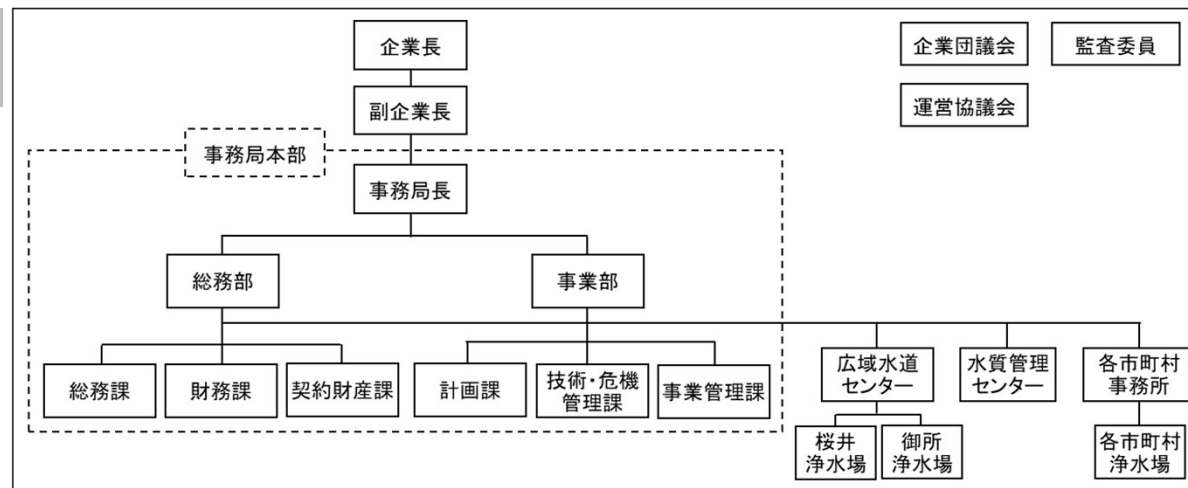
○田原本町宮古(県有土地・建物)

組織

○企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を設置。また、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置

※事務所は、企業団設立当初は構成団体の事務所とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す

企業団組織(事業開始当初)
イメージ

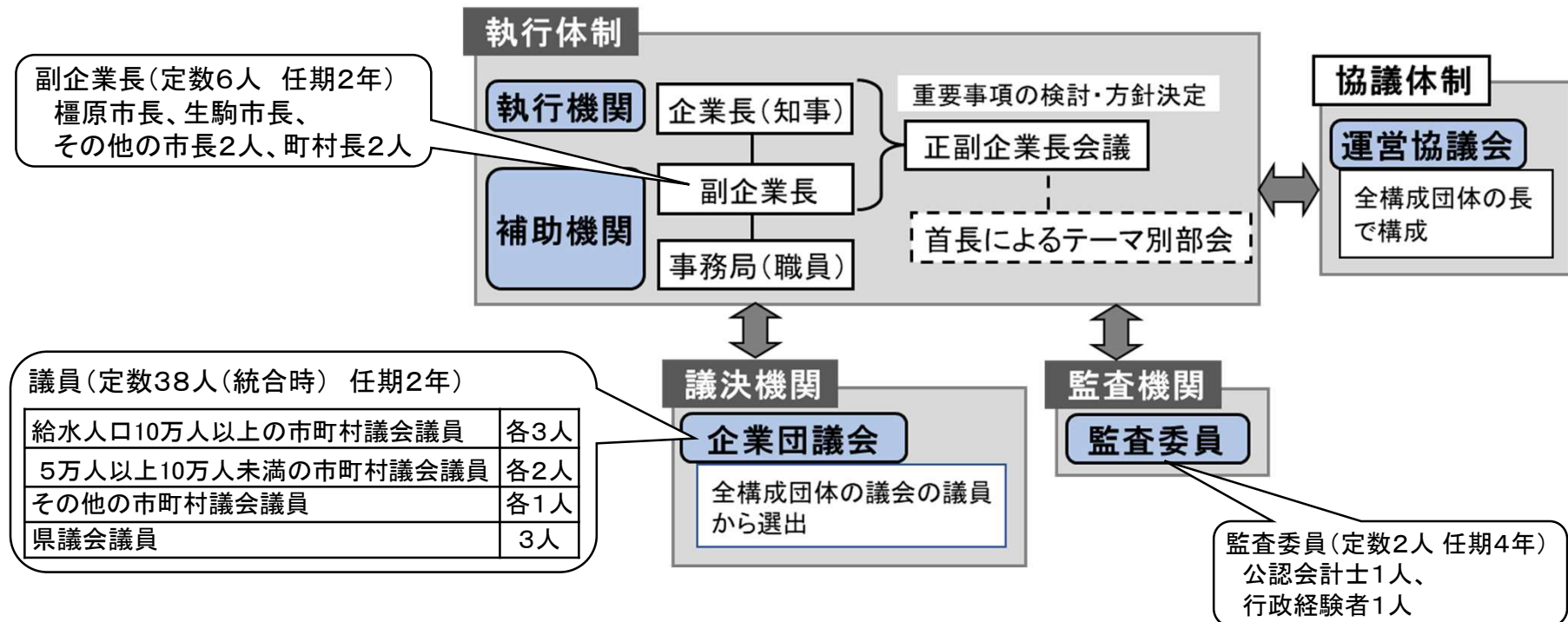


1 組織・業務運営(つづき)

意思決定に係る組織フレーム

○構成団体が連携して企業団運営が円滑に行える組織を構築

- ・ **正副企業長会議**を設置(企業長・副企業長の合議で経営上の企画・立案及び方針決定)
- ・ 正副企業長会議の下に、**首長によるテーマ別部会**を設置
(経営上の重要事項について具体的検討)
- ・ **運営協議会**を設置(重要事項等を全構成団体の長で協議)
- ・ また、企業団議会の議員は**全構成団体の議会から選出**



1 組織・業務運営(つづき)

職員

○職員の身分

- ・当分の間、構成団体からの派遣(地方自治法上の派遣)により対応
- ・順次、企業団への身分移管及び新規採用を実施
- ・身分形態等の実情から必要な場合は企業団設立時に身分移管又は新規採用

○職員の数

- ・**企業団設立当初**は構成団体における用水供給・上水道・水質管理業務に従事する**現行職員数と同程度を確保**
- ・順次、業務効率化等を図り**適正な規模**を目指す

業務運営

○業務の標準化・システム化の推進

- ・各種システムの統一化
- ・営業業務の包括委託化
- ・水質管理の一元化 など

利用者サービス、業務効率化の向上
を図る

2 施設整備

【基本的考え方】

将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、
以下の観点から施設整備を推進

①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、
県域全体で施設を最適化・効率化

②施設の老朽対策を計画的に推進

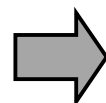
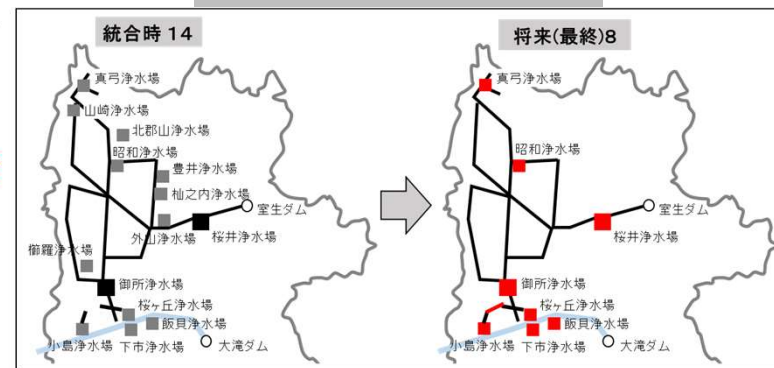
③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

※施設整備に当たっては、統合後10年間(令和7~16年度)
に限り措置される国の交付金・県の財政支援を活用し、
水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進

2 施設整備(つづき)

取組	具体的内容
<p>①水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保</p>	<p>1 浄水・取水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来の水需要に対応し順次減少 14施設 → 8施設(主要浄水場) ○存続する施設は適切に更新整備し強靱化 (廃止施設も、廃止までは維持修繕を実施) <p>2 送配水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管や送配水ポンプ・直結配水施設を新設 ○継続利用する既存施設・設備は適切に更新整備し、強靱化 (不要となる施設は順次廃止)
<p>②施設の老朽対策の計画的な推進</p>	<p>○老朽化が進む施設・管路について、計画的に更新整備・耐震対策を実施</p>
<p>③バックアップ機能の確保</p>	<p>○地震等の災害や事故発生に備え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡管などを整備。系統間の相互水融通を確保 ・予備能力を保持 ・ポンプ等の非常用電源の容量を確保

主要浄水場の集約化メージ



○2つの具体的計画を策定し、計画的に施設整備を推進
広域化施設整備計画(浄水・取水・送配水施設など広域的施設の整備計画)
経年施設更新計画(老朽化が進む既存の施設・管路などの更新計画)

3 財政運営

水道料金

○基本的考え方

- ・一体化により、単独経営の場合よりも**料金上昇は抑制**
(統合効果のみられない団体(大淀町)には特例措置を実施)

- ・**5年ごとに総括原価方式**(※1)により算定し、以下の指標により**財政の健全性を検討**の上、水準改定の要否を判断。期間中も**財政の健全性を確認**

【指標】・収益的収支……期間中黒字が確保できているか

- ・資金期末残高……期間中の給水収益相当以上を確保できているか
- ・企業債残高……期間中の給水収益の3倍以内となるか

(※1)5年間の営業費用(人件費・薬品費・動力費等の維持管理費、減価償却費、資産減耗費の計から給水収益以外の関連収入を差し引いたもの)と資本費用(支払利息、資産維持費の計)の合計を基に料金水準を算定

- ・**料金体系は統合時に統一(基本)**。ただし、**体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ料金が上がる利用者が生じないよう経過措置を実施**(統合後5年間)

○特例措置(対象:大淀町)

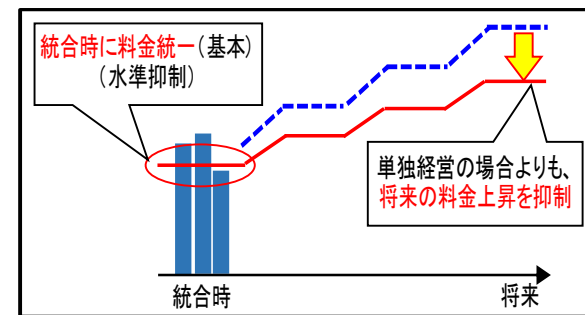
- ・**一定期間(最長30年間)、別の水準・体系の水道料金を設定**。その後、**料金を統一**

【別料金の算定方法】**セグメント会計**(※2)により、**5年ごとに総括原価方式**で算定される料金水準へ改定

(別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定時に、統一料金へ改定)

(※2)企業団全体の会計のうち、別料金設定を認められた団体域について区分の上、当該団体域に係る別料金を算定

- ・国・県の財政支援分は、当該団体区域への投資に係る分を反映
- ・企業団全体に係る収入・支出のうち当該団体区域分の算定は、水量ベースを基本として按分 など



用水供給単価

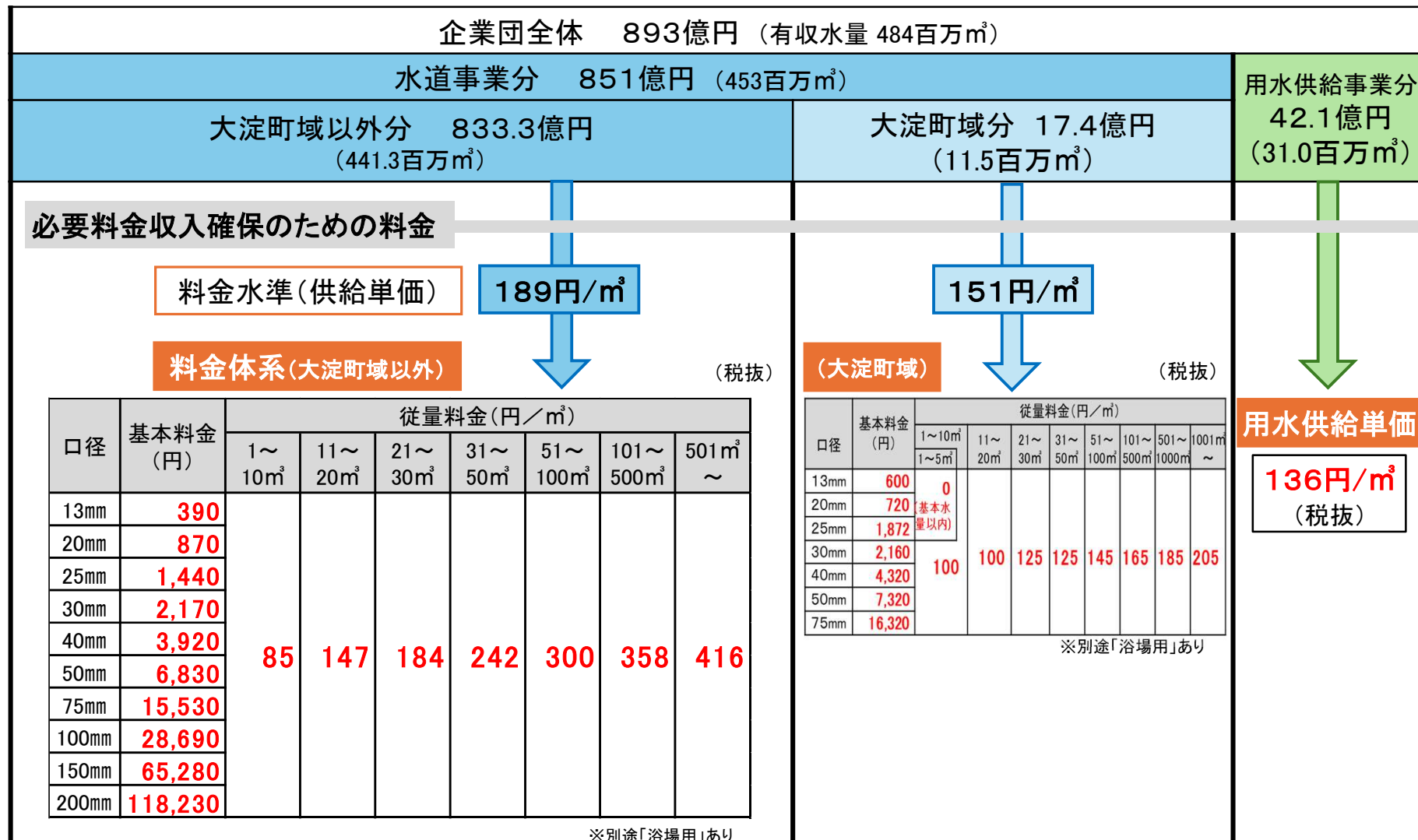
○基本的考え方

- ・**県域水道一体化に参画しない団体(奈良市・葛城市)**への用水供給単価についても、上記の水道料金と同様の考え方にに基づき、**5年ごとに総括原価方式**により算定し、**財政の健全性を検討**の上、**単価改定の要否を判断**。期間中も**財政健全性を確認**

3 財政運営(つづき)

統合後5年間(R7~11)の水道料金体系・用水供給単価

企業団として確保すべきR7~11(5年間)の必要料金収入総額



【経過措置(5年間)】
単独経営の場合に比べて料金が上がる使用者には、居住市町村の統合前の料金体系を適用

3 財政運営(つづき)

【参考】水道使用者モデルケースの1月当たり水道料金

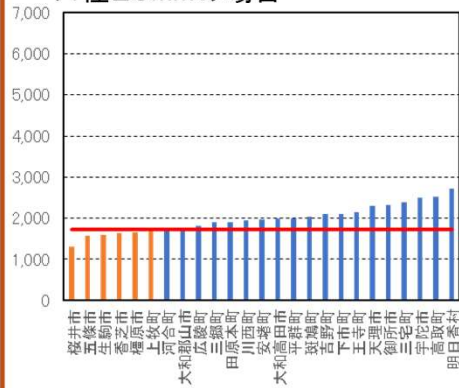
大淀町(別料金設定)を除く。

(注)よこ線(赤色)……統一の料金体系による水道料金
 たて線(青色)……各市町村の現行の料金体系による水道料金
 たて線(橙色)……経過措置により現行の料金体系が適用される市町村の水道料金

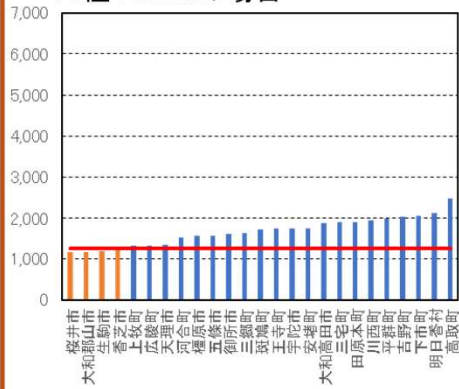
一般家庭層想定

月使用量10m³の場合

口径20mmの場合

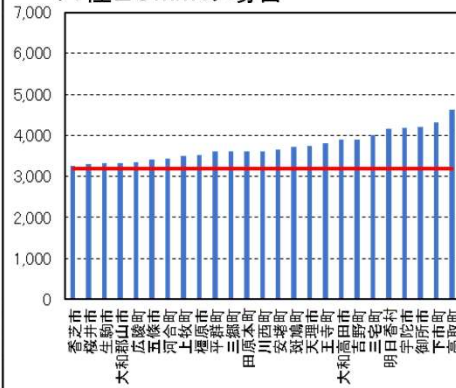


口径13mmの場合

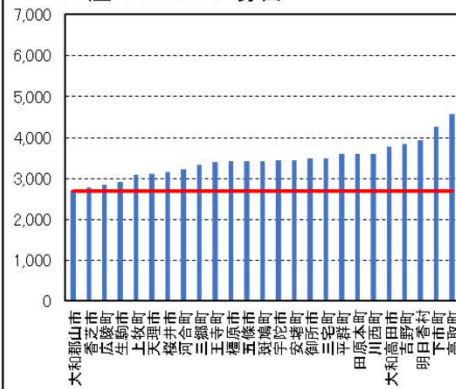


月使用量20m³の場合

口径20mmの場合

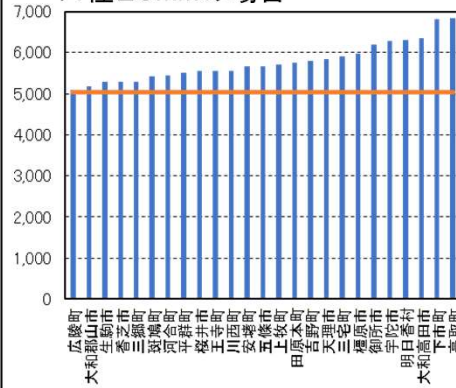


口径13mmの場合

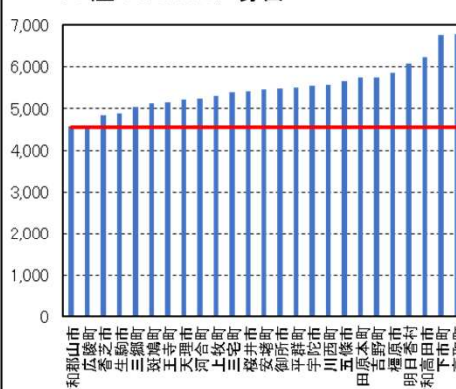


月使用量30m³の場合

口径20mmの場合



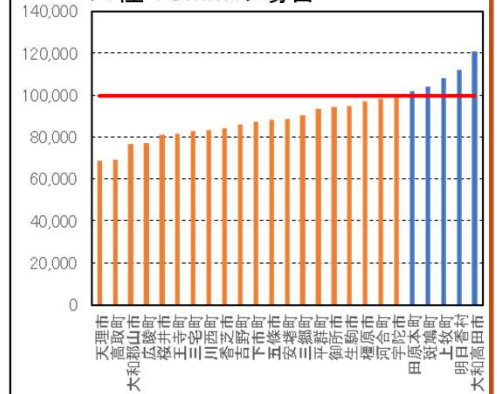
口径13mmの場合



中・大口需要層想定

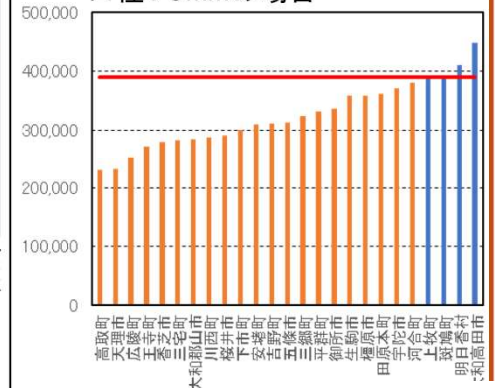
月使用量300m³の場合

口径40mmの場合



月使用量1,000m³の場合

口径75mmの場合



3 財政運営(つづき)

水道料金以外の住民負担(加入金等)

以下のとおり統合時に取扱を統一

加入金	メーター口径別に加入金の額を統一 (経過措置(5年)あり)
工事負担金	原因工事別に工事負担金の額の算出方法を統一
手数料	種別ごとに手数料の額を統一
水道料金の減免	減免の対象(*)及び減免水量の算出方法を統一 (*)漏水、管末給水栓での水質検査用の採水に限定
地下水利用から上水道利用へ転換した場合の水道料金の軽減	軽減の対象(*)及び軽減する水道料金の算出方法を統一 (*)地下水施設の廃止・封鎖等の要件を満たす者に限定

国の交付金・県の財政支援の活用

○水道広域化に対する国の交付金・県の財政支援を活用し、水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進

<国の交付金>

- ・期間: 一体化後10年間(最長令和16年度まで)
- ・内容: 水道事業の一体化に伴う広域化事業(浄水場廃止に伴う連絡管の整備等)と運営基盤強化等事業(市町村の配水管等の更新)に関し、事業費の1/3が交付される

<県の財政支援> 奈良県独自の水道広域化への支援

- ・国の交付金と同期間、同額の財政支援(事業費の1/3)を実施

広域化事業 直結配水施設や連絡管の整備等、県域での施設整備 317億円	国交付金	1/3	106億円
	県支援	1/3	106億円
運営基盤強化等事業 市町村の配水管等の更新 317億円	国交付金	1/3	106億円
	県支援	1/3	106億円
	企業団負担	1/3	106億円

<一体化後10年間の額>

国	211億円
県	211億円
合計	422億円

(注)額は現時点の投資見込額に基づく試算

3 財政運営(つづき)

各団体(一般会計)繰出

○繰出基準の繰出対象経費で、 ・本来一般行政の責任により負担すべき経費 ・特定の地域の事情により生じている経費	各団体から繰出基準額を企業団へ繰出してもらう
○繰出基準外で繰出されてきた経費又は今後繰出を要する経費(構造的要因 ^(※) によるものを除く)	経費発生の間、当該団体から企業団へ繰出してもらう

(※)構造的要因…水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、1㎡当たり管路延長の全て県内上水道平均以上である団体に限定

資産等の引継ぎ

○水道事業に伴い生み出された資産等(資産、資本、負債)	企業団へ全て引き継ぐ
○ただし、水道事業の用に供していない固定資産で、水道事業以外の公用、公共用又は公益事業用に既に使用中、又は基本協定締結年度(令和4年度)中に使用の予定が決まっていたもの	企業団には引き継がない
○統合までに生じた累積欠損金	当該団体において解消しておく
○ただし、R4年度に基本協定を締結した市町村で、水道経営上の構造的要因 ^(※) により令和5・6年度に生じた累積欠損金(又はその回避のための借入債務)	企業団へ引き継ぐことができる

引継ぎ資金の配分のルール化

○構成団体が企業団へ引き継ぐ資金は各々の経営努力により生み出され、施設更新の準備金との側面があることを踏まえ、市町村間の公平感確保の観点から、その額が一定以上の団体の区域に対し統合当初10年間に優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金を配分

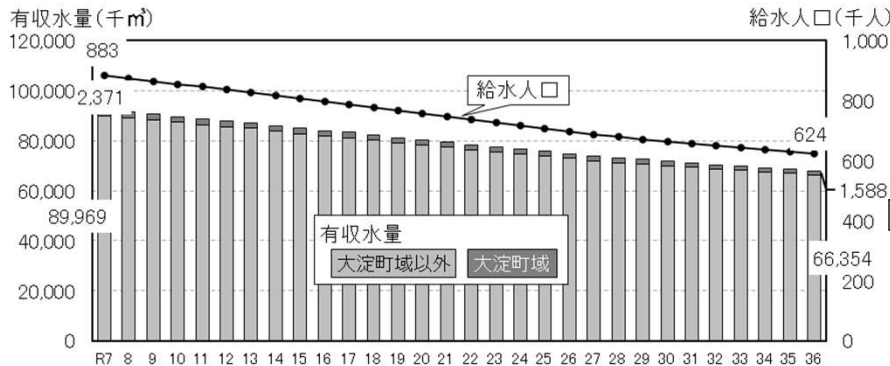
4 一体化後の財政収支の見通し

試算条件

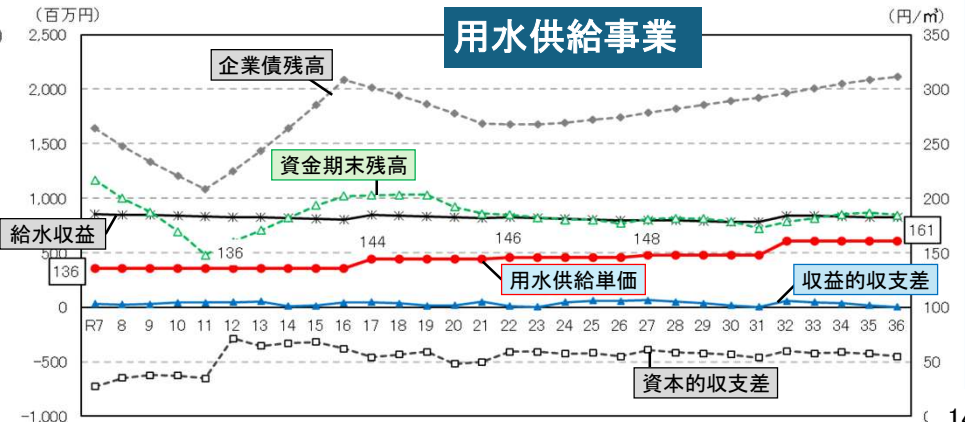
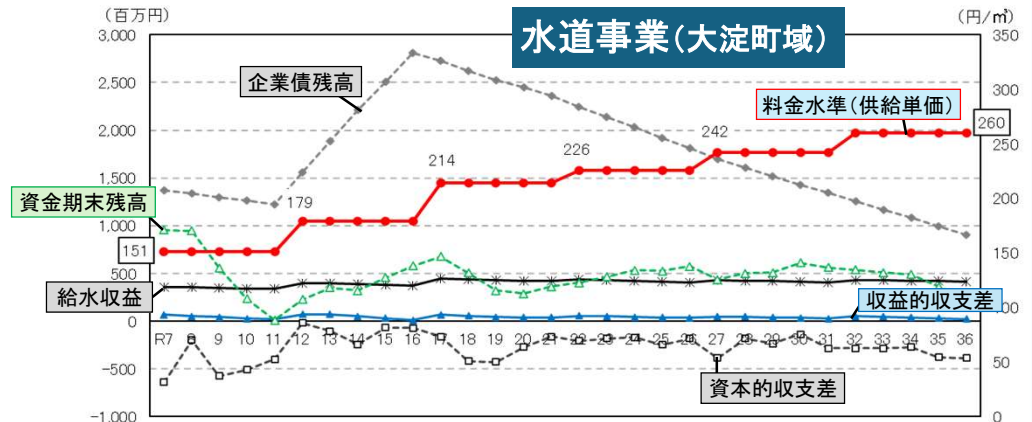
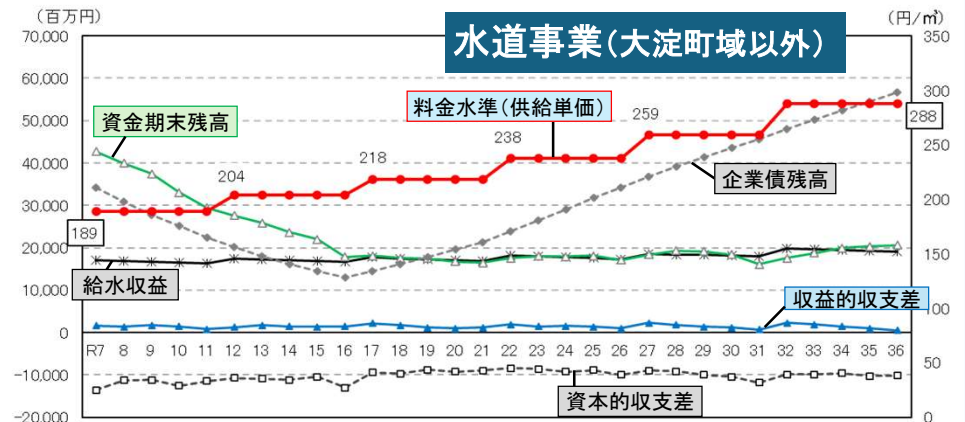
○水道事業（大淀町域以外と大淀町域ごと）及び用水供給事業ごとに、**統合後30年間の財政収支の見通し**を試算

財政健全性確保のための基本設定	収益的収支	期間中の黒字を確保
	資金期末残高	期間中、給水収益相当を確保
	企業債	期間中、給水収益の3倍以内になるよう発行制限
建設改良費（投資）	各構成団体が整備実績や計画を勘案の上今後の老朽化対策等に必要と見込んだ額の計(4,270億円)に。一体化後の新たな投資の増減(△109億円)を反映(4,161億円)	
投資財源	国交付金(211億円)・県財政支援(211億円)を活用(R7~16(10年間))	
その他の項目	各構成団体が積算した値を基に、他律的要素(給水人口、物価、人件費、企業債借入利率等)等を反映	

水需要の見通し(水道事業)



財政収支の見通し



2. 効率的な事業執行に向けた取り組みについて



2. 効率的な事業執行に向けた取り組みについて

基本計画は、長期的な目標達成のための施策の方針を示す指針であるため、具体的に実行するための施設整備計画の見直しを実施

◎見直しのポイント

- ① 人件費・物価の上昇等を考慮した事業費の見直し
- ② 環境条件の変化
- ③ 施設劣化状況の変化
- ④ 技術的な検討
- ⑤ その他（施設運用の方法など）

ポイントを踏まえて
見直し

◎広域化施設整備計画

基本計画に基づく「広域化施設整備計画」からの主な変更箇所

- ・事業概要の変更 1事業（22）
- ・施設等廃止年度の変更 3事業（10、20、24）
- ・総事業費の変更（R7～R16） 約105億円増額（約634億→約739億）

◎事業費が変更となった主な要因

- ・物価上昇等による変更：増額費の約6割
- ・計画見直しによる変更：7事業 増額：4事業（1、2、3、8）
減額：3事業（16、24、25）

1 広域化施設整備計画

(1) 年度別の事業計画 (R7～36年度(30年間))

整備 施設	事業概要	実施 地域	当初 変更	10年間 計	事業費 (見込) (単位:億円)															
					年 度															
					R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	～	R36	30年間 計		
浄水・ 取水 施設	1 旧県営水道管路から恩ヶ芝配水池へ送水管を布設 (布設後に外山浄水場を廃止)	桜井市	当初 変更	0.7 1.3	0.1 0.1	0.6 1.2	●											0.7 1.3		
	2 旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設 (布設後に榑羅浄水場・榑原配水池を廃止)	御所市	当初 変更	2.6 4.6	0.1 0.2	0.1 0.5	2.3 3.9	●										2.6 4.6		
	3 旧県営水道管路から無山浄水場へ送水管等を布設 (布設後に無山・西部浄水場を廃止)	宇陀市	当初 変更	5.5 6.5	0.3 0.1	1.8 0.6	1.8 2.9	1.8 2.9	●									5.5 6.5		
	4 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設 (布設後に岩崎浄水場を廃止)	宇陀市	当初 変更	2.8 3.2			0.0 0.3	0.2 0.0	1.3 1.5	1.3 1.5	●							2.8 3.2		
	5 宇陀市管路間に送水管等を布設 (布設後に戒場浄水場を廃止)	宇陀市	当初 変更	2.8 3.2						0.0 0.3	0.2 0.0	1.3 1.4	1.3 1.4	●				2.8 3.2		
	6 旧県営水道管路から五貫山配水池へ送水管等を布設 (布設後に五貫山浄水場を廃止)	宇陀市	当初 変更	0.0 0.0												0.0 0.5	4.8 4.8	4.8 5.3		
	7 五條市・大淀町の管路間に連絡管等を布設 (布設後に小島浄水場(1系)を廃止)	五條市・ 大淀町	当初 変更	7.3 8.8	1.2 1.3	1.2 1.3	1.2 1.3		0.0 0.7			0.7 0.8	2.9 3.2	●				7.3 8.8		
	8 桜ヶ丘浄水場の取水・浄水施設を更新	大淀町	当初 変更	26.3 69.8	1.5 0.5	1.2 6.6	3.7 10.3	3.7 9.9	2.5 3.8	2.5 6.9	3.7 5.9	2.5 9.6	2.5 8.4	2.5 7.9				26.3 69.8		
	9 御所浄水場・桜井浄水場の取水・浄水施設を更新	全体	当初 変更	139.0 182.2	14.9 16.5	5.1 5.6	10.4 11.5	19.2 21.2	15.7 17.4	15.3 17.7	16.1 17.8	12.4 15.0	15.2 30.2	14.8 29.3	6.4 8.0	85.9 114.5	7.6 8.4	238.9 313.1		
送 配 水 施 設	10 旧県営水道管路から橿原市管路へ送水管等を布設 (布設後に高浦等地區加圧ポンプを廃止)	橿原市	当初 変更	3.8 4.3		0.0 0.4	0.0 3.9		0.3 0.0	3.5 0.0	●							3.8 4.3		
	11 桜井市・橿原市の管路間に配水管を布設 (布設後に南浦地区加圧ポンプを廃止)	橿原市	当初 変更	1.9 2.1						0.0 0.2	0.2 1.7	●	●					1.9 2.1		
	12 一町配水池から高取町への送水のための計装設備を新設	橿原市・ 高取町	当初 変更	0.1 0.2	0.1 0.0	0.1 0.1	0.0											0.1 0.2		
	13 旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設 (布設後に秋津配水池を廃止)	御所市	当初 変更	2.2 2.4							0.0 0.2	0.2 0.0	2.0 2.2	●				2.2 2.4		
	14 旧県営水道管路から生駒市管路へ送水管等を布設	生駒市	当初 変更	0.0 0.0										0.0 0.1	2.2 2.4	2.2 2.5		0.0 2.5		
	15 生駒市管路間に配水管を布設 (布設後に東生駒配水池を廃止)	生駒市	当初 変更	0.0 0.0											1.5 1.7			1.5 1.7		
	16 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設 (布設後に緑川ポンプ場を廃止)	宇陀市	当初 変更	1.4 0.5					0.0 0.1	1.3 0.0	●							1.4 0.5		
	17 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設 (布設後にあかね台高区配水池を廃止)	宇陀市	当初 変更	1.3 1.4							0.0 0.1	0.1 1.3	1.2 1.3	●				1.3 1.4		
	18 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設 (布設後に平尾配水池を廃止)	宇陀市	当初 変更	0.0 0.0											0.1 0.2			0.1 0.2		
	19 旧県営水道管路から安堵町管路へ送水管等を布設 (布設後に安堵配水池を廃止)	安堵町	当初 変更	2.2 2.4	0.2 0.2	2.0 2.2	●											2.2 2.4		
	20 旧県営水道管路から高取町管路へ送水管等を布設 (布設後に高区・低区配水池を廃止)	高取町	当初 変更	4.1 4.5	0.4 0.0	3.7 0.4	0.0 0.0	4.1	●									4.1 4.5		
	21 高取町管路の加圧設備を新設 (新設後に与楽配水池を廃止)	高取町	当初 変更	0.8 1.0							0.0 0.1	0.0 0.1	0.1 0.0	0.8 0.9	●			0.8 1.0		
	22 明日香調整池・明日香村配水池間の連絡管を布設	明日香村	当初 変更	0.1 0.2	0.1 0.0	0.1 0.1	0.0											0.1 0.2		
	23 旧県営水道管路から上牧町管路へ送水管等を布設 (布設後に上牧町配水池を廃止)	上牧町	当初 変更	2.6 3.0							0.0 0.2	0.0 0.3	0.2 0.0	2.3 2.6	●			2.6 3.0		
	24 旧県営水道管路から広陵町管路へ送水管等を布設 (布設後に大野配水池を廃止)	広陵町	当初 変更	2.2 0.0		●							0.2 0.0	2.0 0.0	●			2.2 0.0		
	25 広域水道センターへ過塩設備を新設	全体	当初 変更	2.2 0.0	0.2 0.0	2.0 0.0												2.2 0.0		
	26 旧県営水道の送水施設を更新	全体	当初 変更	374.6 385.8	48.1 53.2	40.6 44.9	35.2 38.9	32.7 36.2	31.8 35.2	24.3 26.1	34.5 38.2	40.7 43.7	40.4 31.2	46.3 38.3	33.1 35.6	709.8 765.6	39.2 43.4	1,156.7 1,230.4		
	27 集中監視制御システムを新設	全体	当初 変更	47.1 52.1		6.9 1.0	7.1 1.0	2.0 2.2	6.7 11.1	9.2 15.5	7.5 10.3	4.9 5.5	1.4 4.0	1.4 1.5				47.1 52.1		
合 計			当初 変更	633.6 739.6	67.1 72.1	65.4 64.9	61.7 74.2	59.7 76.5	58.4 69.7	56.2 68.1	64.1 73.6	66.4 81.1	61.5 75.3	73.3 84.0	39.4 44.2	804.3 889.3	46.8 51.8	1,524.1 1,724.7		

(注) ●は、既存浄水場等の廃止年度を示す。
・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

R7～16(10年間) 国交付金(広域化事業) 交付対象期間

3. 財政の健全性の確認について



I 財政の健全性の確認について

前提

当企業団においては、奈良県広域水道企業団規約及び奈良県広域水道企業団基本計画において、毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認することとしている。

奈良県広域水道企業団規約

(企業団の財務)

第14条 略

2 略

3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、**当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認する**ものとする。

奈良県広域水道企業団基本計画

6 財政運営

(1) 水道料金

(中略)

・水道料金の水準については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定し、財政が健全に確保できるかを以下の指標に基づき検討の上、水準改定の要否を判断するものとする。

- (指標)
- ・ **収益的収支.....期間中黒字が確保できるか**
 - ・ **資金期末残高.....期間中の給水収益相当以上を確保できるか**
 - ・ **企業債残高.....期間中の給水収益の3倍以内となるか**

また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする。

I 財政の健全性の確認について

■ 財政の健全性確認のフロー

以下の手順により、近年の情勢を踏まえた試算を行い、財政の健全性を確認。

① 試算条件の見直し

- ・ 推計のベースとなる実績を時点更新（前回R2~R4 ⇒ 今回R4~R6）
- ・ 将来人口や水需要の予測について時点更新
- ・ 物価上昇率や金利などの他律的な要因について、近年の状況を踏まえ再設定 など

② 試算

- ・ 上記の条件により、現行料金で経営を続けた場合の将来収支見通しを試算

③ 健全性の確認

- ・ 基本計画に記載の3指標を踏まえ、当初5年間について財政の健全性が確保できているか確認

II 収支見通しの更新結果について

主な試算条件の見直し

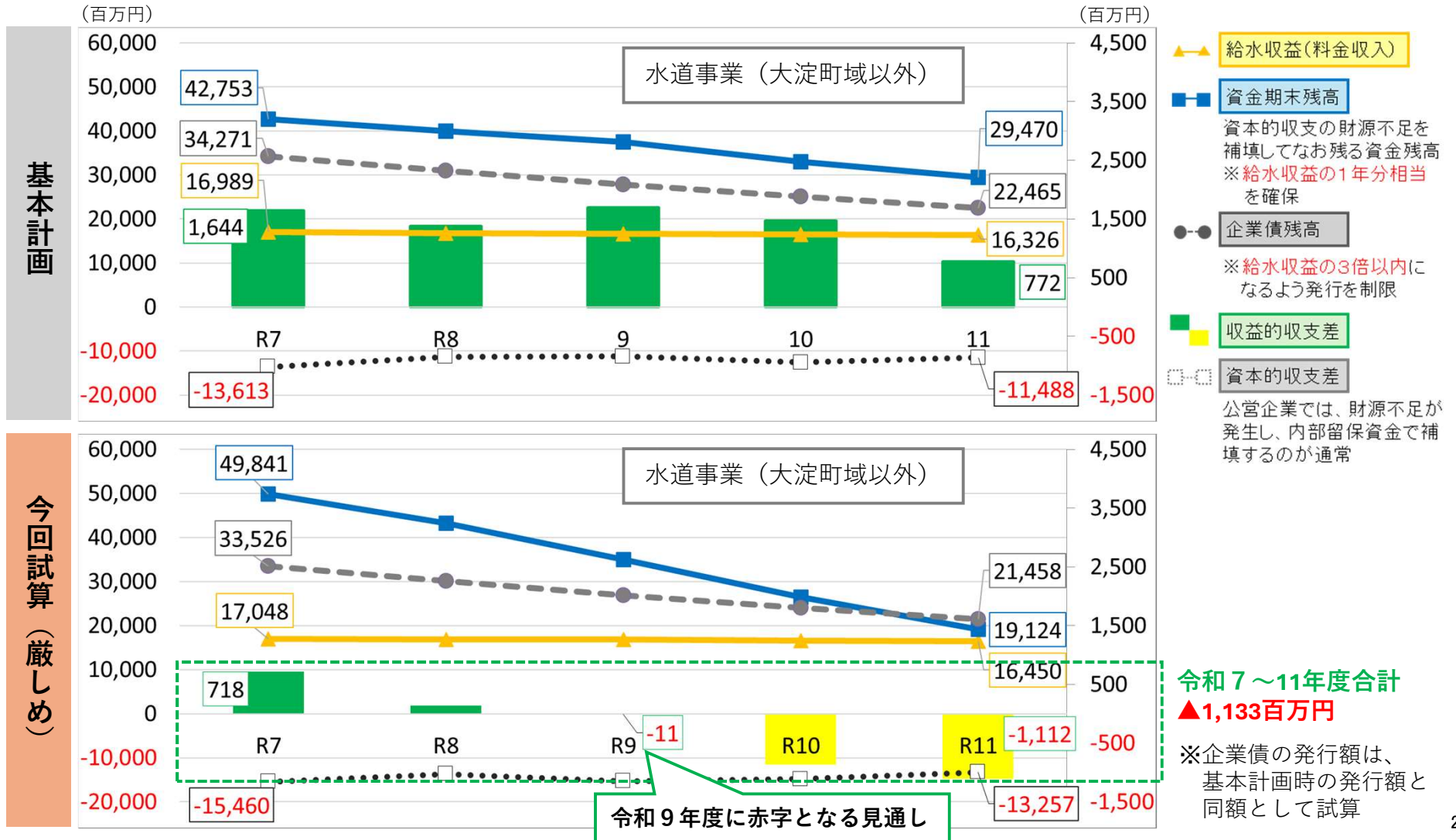
試算条件については、物価・人件費の高騰や金利の上昇などの近年の状況を踏まえ、下表のとおり見直し。

主な項目	試算条件				備考
	①基本計画	②緩め	③標準	④厳しめ	
給水人口	R4年度末時点での実績に基づき推計	R6年度末時点での実績に基づき推計	同左	同左	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(出生中位・死亡中位仮定)に基づき推計 ① 平成30年推計 ②～④ 令和5年推計
有収水量	R4年度までの実績に基づき、給水人口等を踏まえ推計	R6年度までの実績に基づき、給水人口等を踏まえ推計	同左	同左	
国交付金	内示率100%で設定	内示率を79%で設定(標準+10%)	内示率を69%で設定	内示率を59%で設定(標準-10%)	②標準+10% ③R7年度の内示率を踏まえた想定値 ④標準-10%
企業債(借入利率) ※財政融資資金貸付金利 (元金均等方式・償還期間30年・据置3年想定)	利率1.5%+危険負担0.1%=1.6%	利率2.5%	利率2.5%+危険負担0.5%=3.0%	利率2.5%+危険負担1%=3.5%	① 1.5%(R5年11月時点金利) ②～④ 2.5%(R7年10月時点金利)
物価					
上昇率	1.0%	1.0%	1.5%	2.0%	①財務省公表「ブレイク・イーブン・インフレーション」:1%(試算当時1%前後で推移) ②標準の物価上昇率 -0.5% ③財務省公表「ブレイク・イーブン・インフレーション」:1.5%(近年1.5%前後で推移) ④日本銀行公表「物価安定の目標」2.0%
吸収率 (建設改良費については、新技術によるコスト削減等を見込む)	90% (1.0%×0.1=0.1%)	100% (1.0%×0=0%)	90% (1.5%×0.1=0.15%)	80% (2.0%×0.2=0.4%)	
人件費					
上昇率	1.0%	1.0%	1.5%	2.0%	
吸収率 (新陳代謝)	90% (1.0%×0.1=0.1%)	100% (1.0%×0=0%)	50% (1.5%×0.5=0.75%)	0% (2.0%×1=2.0%)	
建設改良費	施設整備計画に基づき所要額を計上	物価上昇等を踏まえた見直しを反映	同左	同左	
修繕費	R2～R4年度の実績平均額×物価上昇率	R4～R6年度の実績平均額×物価上昇率×1.1	R4～R6年度の実績平均額×物価上昇率×1.2	R4～R6年度の実績平均額×物価上昇率×1.3	今後の修繕費の上振れ想定を見込む

II 収支見通しの更新結果について

試算結果（現行料金のまま経営を続けた場合【厳しめの条件設定】）

短期的な試算については、近年の厳しい社会情勢を踏まえ、厳しめの設定で試算。
物価・人件費の高騰や金利の上昇などの厳しい経営環境が続く場合、令和9年度には赤字となり、
令和7～11年度における収益的収支の合計額も赤字となる見込み。



4. 今後のスケジュールについて



4. 今後のスケジュールについて

※現時点での想定

